

エコパークいずもぎきの利用に関する質問と回答

※各質問をクリックすると、回答に移動します。

○契約・変更手続きなどに関する質問一覧

- Q-1. [契約を締結する前に廃棄物の搬入は出来ますか？](#)
- Q-2. [廃棄物処理委託の申込み時に提出する書類は何ですか？](#)
- Q-3. [契約又は変更契約の締結にはどの程度時間がかかりますか？](#)
- Q-4. [契約申し込み時に受講しなければならない“安全管理講習会”とはどのようなものですか？費用はかかりますか？
また、廃棄物処理に係る他の講習を受けているが、別途安全管理講習の受講が必要ですか？](#)
- Q-5. [脱着式コンテナ専用車や、改造等により車両重量（空車重量）が車検証に記載されている値と異なる運搬車両を使う場合は、どのような書類の提出が必要になりますか？](#)

○廃棄物の搬入などに関する質問一覧

- Q-1. [複数の種類の廃棄物（又は複数の排出事業所から排出した廃棄物）を一台の車両にまとめて搬入することは可能ですか？](#)
- Q-2. [マニフェストは販売していますか？](#)
- Q-3. [電子マニフェストを使って廃棄物を搬入することは出来ますか？](#)
- Q-4. [廃棄物の搬入時に必要な書類は何ですか？](#)
- Q-5. [非飛散性アスベストの搬入に使う車両はダンプ車でも良いですか？](#)
- Q-6. [燃え殻や汚泥等を搬入する際、有害物質等の検査結果の提出が必要になりますか？](#)

○契約・変更手続きなどに関する質問と回答

Q-1. 契約を締結する前に廃棄物の搬入は出来ますか？

A-1. 出来ません。廃棄物の搬入を希望される場合は、事前に廃棄物処理委託契約の締結及びエコパークいずもぎきで行う安全管理講習を受講していただく必要があります。事前に廃棄物処理委託の申込み及び安全管理講習会の参加申込みを行ってください。

また、契約内容に変更が生じた場合についても、変更に係る申込書の提出や変更契約の締結が完了するまでは廃棄物の搬入が出来ませんのでご注意ください。

Q-2. 廃棄物処理委託の申込み時に提出する書類は何ですか？

A-2. 廃棄物処理委託申込書（利用の手引き P.13）及び同書類の“添付書類”に記載されている物になります。（申込みの内容により提出いただく書類が変わります。）ただし「非飛散性アスベストの積み合わせ搬入に係る契約」の場合、原則として添付書類の提出は不要です。（この場合、積み替え保管業者を経由してお申込みいただく必要があります。）

また、各提出書類の記載例を[ホームページ](#)に掲載していますので参考にしてください。

Q-3. 契約又は変更契約の締結にはどの程度時間がかかりますか？

A-3. 通常ですと契約又は変更契約に関する書類が到着後、概ね2～3週間程度ですが、提出いただいた書類に不備がある場合、また審査に時間を要する内容の場合は1ヶ月程度の時間がかかる場合もありますので、お申込みは早めをお願いいたします。

Q-4. 契約申し込み時に受講しなければならない“安全管理講習会”とはどのようなものですか？費用はかかりますか？

また、廃棄物処理に係る他の講習を受けているが、別途安全管理講習の受講が必要ですか？

A-4. 安全管理講習会では、エコパークいずもぎきにおける廃棄物の処理委託契約の流れ、廃棄物の受入条件及び搬入に関する説明を行います。受講対象は、排出事業者及び収集運搬業者の方となっています。（過去に受講実績があれば参加の必要はありません。）当該講習会を受講されないと、廃棄物の搬入を行うことができませんのでご注意ください。なお、費用はかかりません。

また、他の団体等で行っている廃棄物処理に係る講習とは内容が異なりますので、それらの講習を受講されていても安全管理講習は別途受講の必要があります。

[質問一覧に戻る](#)

Q-5. 脱着式コンテナ専用車や改造等により車両重量（空車重量）が車検証に記載されている値と異なる運搬車両を使う場合は、どのような書類の提出が必要になりますか？

A-5. この場合提出いただく書類は、以下の①～③の物になります。

- ①当該車両の車検証の写し
- ②重量に関する計量証明書（新潟県に届け出のある計量証明事業所で車両重量を計量した際に発行される証明書）※検量書・計量票等と間違えないように注意してください。
- ③計量中の車両の写真2枚（前方斜め及び後方斜め方向から撮影した写真。ナンバープレートがはっきり確認できるように撮影してください。また、荷台に容器等を載せて廃棄物を搬入する場合、容器等を載せた状態で計量を行ったことがわかるように撮影してください。）

撮影例



[質問一覧に戻る](#)

○廃棄物の搬入などに関する質問と回答

Q-1. 複数の種類の廃棄物（又は複数の排出事業所から排出した廃棄物）を一台の車両にまとめて搬入することは可能ですか？

A-1. 出来ません。搬入車両一台につき廃棄物は一種類、排出事業所は一カ所（マニフェストは1枚）の状態での搬入をしてください。

※非飛散性アスベストの積み合わせ搬入については、この限りではありません。
非飛散性アスベスト廃棄物を搬入する際は、契約内容をご確認下さい。

Q-2. マニフェストは販売していますか？

A-2. 販売していません。マニフェストは一般社団法人新潟県産業廃棄物協会で購入をしてください。

Q-3. 電子マニフェストを使って廃棄物を搬入することは出来ますか？

A-3. 出来ます。エコパークいずもぎきではJW-NETに加入しています。電子マニフェストの利用を開始したい場合、加入者番号（処理業者の場合、併せて公開パスワード）をFAXにてお知らせください。FAXを確認後、エコパークいずもぎきの加入者番号及び公開パスワードをお伝えします。また、電子マニフェストを使い廃棄物の搬入を行う際は、「受渡確認票」（電子マニフェスト情報を本登録後に印刷をしたもの）をお持ちください。

※電子マニフェストシステム内にある「数量の確定者」は、処分業者としてください。

Q-4. 廃棄物の搬入時に必要な書類は何ですか？

A-4. ①紙マニフェストを利用する場合

- ・マニフェスト
- ・廃棄物搬入票

②電子マニフェストを利用する場合

- ・受渡確認票
- ・廃棄物搬入票

となります。

また、家屋等の解体に伴って発生した「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず類（石膏ボード含む）」のうち、アスベストを含有していない物を搬入する際は、“アスベスト無含有調査書”の提出も必要となります。

これらの書類を忘れた場合、廃棄物の受入れが出来ない場合がありますのでご注意ください。

[質問一覧に戻る](#)

Q-5. 非飛散性アスベストの搬入に使う車両は、ダンプ車でも良いですか？

A-5. ダンプ車でも搬入可能です。ただし、処分場内の指定した場所に荷下ろしが可能であり、荷下ろしの際にフレコンパックが破けたり中身が出てくることがないようにしてください。なお、フレコンパック詰めではなくブルーシート等で梱包した物については、ダンプ車での搬入をお断りしていますのでユニック車等を利用してください。

また、非飛散性アスベストの積み合わせ搬入の場合は、ユニック車の利用を推奨します。

Q-6. 燃え殻や汚泥等を搬入する際、有害物質等の検査結果の提出が必要になりますか？

A-6. 必要です。検査結果の提出が必要となる廃棄物は鉱さい、ばいじん、汚泥、燃え殻、焼却残さ（一般廃棄物）及び事業団が検査の必要があると判断した廃棄物です。検査結果については、契約時及び（継続して廃棄物を搬入する場合）一年に一度提出をお願いしています。また、廃棄物の発生工程が変わった場合にも提出をしてください。

なお、検査結果は廃棄物を搬入される前に郵送等で提出いただきますようお願いいたします。

[質問一覧に戻る](#)